

「美ら島おきなわ文化祭 2022」
広報活動業務委託企画提案仕様書

1 業務名

「美ら島おきなわ文化祭 2022」 広報活動業務

2 業務の目的

令和4年に開催される「美ら島おきなわ文化祭 2022」の周知、開催気運の醸成を図ることを目的に、戦略的な広報活動を実施する。

3 委託事業概要

「美ら島おきなわ文化祭 2022」市町村巡回広報（大会旗リレー）、プレイベント開催、文化祭広報活動等全般にわたる企画運営管理等事業

4 契約期間

令和3年度：契約締結日から令和4年3月31日

令和4年度：令和4年4月1日から令和4年12月31日

5 委託上限額

令和3年度： 6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和4年度： 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、令和3年度、令和4年度ともに当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。また、「6 【令和3年度】委託業務内容」、「7 【令和4年度】委託業務内容」については、令和3年度から令和4年度までの企画提案を受け、審査を行い、令和3年度業務の委託業者を決定するが、令和4年度業務については、当該事業者に委託することを前提とする。ただし、令和3年度業務における実施および次年度以降の予算措置状況等を考慮し、新たに公募することもありうる。令和3年度から令和4年度までの広報活動業務委託に係る予算の総額は、16,000,000円（税込）とする。

6 【令和3年度】委託業務内容

(1) 市町村巡回広報（大会旗リレー）の企画・実施

ア 共通事項

(ア) 別添「美ら島おきなわ文化祭 2022 実施計画」の内容を十分踏まえたものとする。

(イ) 各項目の実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」等を遵守し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を配慮した内容とすること。また、イベント全般において感染症対策を明示・実施すること。

(ウ) 関係先との必要な調整を実施すること。

(エ) 変更等が生じた場合は、美ら島おきなわ文化祭 2022 沖縄県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）と調整し柔軟に対応すること。

- (オ) 業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び当該仕様書に記載のない事項で、本業務を遂行するにあたり必要となる事項はすべて実施すること。
- (カ) 提案（内容、出演者等）については、事務局との調整により、変更が生じる可能性がある。
- (キ) 国民文化祭の大会旗の破損・亡失・盗難が無いよう管理を行うこと。

イ 詳細

(ア) 開催日時・場所

期 間 令和3年12月6日（月）～令和4年10月21日（金）予定
 時 間 市町村毎で開催時間は異なる（設置及びセレモニー含め概ね30分から1時間30分を予定）

開催場所 各市町村の役所等

※別紙「市町村巡回広報（大会旗リレー）日程表(案)」参照。

内 容 沖縄県内の全ての市町村へ大会旗等の展示・PRブース展示を行い、文化祭開催の周知を図る。41市町村に必ず1回ずつ訪れることとする。

(イ) 運営関係等

国民文化祭の大会旗や展示ブース等の搬入・設置・運搬、広報物等の設置（大会チラシ・ポスターは事務局より提供）、等

※県内11カ所の市町村にて大会旗受け渡しやあいさつ（15分程度）、キャラバン隊の出演を予定。

ウ 広報物の制作・配布

様々な媒体やツールを活用し、県内外に広く大会の開催を周知するため、下記の広報物を制作する。但し、利用頻度（のぼり旗など）を勘案し、必要性を精査する場合は実行委員会と調整しながら進めること。また、デザインデータは事務局より提供する。

- (ア) はっぴ 20 着
フルカラー、フルオーダーデザイン
- (イ) のぼり旗 30 枚
600×1800、フルカラー、
※のぼり用水タンク、のぼり用ポールも同個数積算すること。
- (ウ) 卓上のぼり旗 300 本
ウエイト付き・フルカラー
※配布計画をもとに送付を行うこと。
- (エ) パネル 10 枚
フルカラー、両面印刷 B1×2枚、B2×8枚
インパネ仕様にする。
- (オ) バリケード用ポール、ロープ 5セット
※(オ)については令和3年12月4日（予定）までに納品すること。
※(ア)～(エ)については令和3年12月28日（予定）までに納品すること。

エ 県内各イベントの連携したPR

連携イベントの実施については、今後事務局が主催者と調整する予定であるの

で留意すること。(現時点では、市町村で開催されている催事へのブース展示、広報キャラバン隊の出演によるPR活動等の連携を想定。)

(2) イベント等企画・実施及び全体計画の作成

ア 共通事項

- (ア) 別添「美ら島おきなわ文化祭 2022 実施計画」の内容を十分踏まえた上で大会周知、開催気運の醸成を図る戦略的なイベント等企画及び全体計画を作成すること。
- (イ) 各項目の実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」等を遵守し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を配慮した内容とすること。また、イベント全般において感染症対策を明示・実施すること。
- (ウ) 会場設営、撤去に必要な機材等を手配し実施すること(ステージ、テント関係、看板・サイン関係、養生関係、音響関係、照明関係、映像関係、ネット環境、電源関係、テーブル・椅子・その他備品関係など)
- (エ) 屋外会場の場合は、雨天時の雨天対策及び代替実施案も作成すること。また、中止や順延となった場合の情報提供の方法も検討すること。
- (オ) 関係先との必要な調整を実施すること
- (カ) 変更等が生じた場合は、事務局と調整し柔軟に対応すること
- (キ) 業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び当該仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するにあたり必要となる事項はすべて実施すること。
- (ク) 提案(内容、出演者等)については、事務局との調整により、変更が生じる可能性がある。
- (ケ) 障がいのある人への配慮
障がいのある人への合理的配慮として、物品の準備、手話通訳等の手配等を行うこと。
- (コ) 各イベントについては、ライブ配信やアーカイブ配信を積極的に導入すること。

イ 開催100日前プレイイベント

(ア) 詳細

日 程 令和4年7月16日(土)、17日(日)、23日(土)、24日(日)のいずれか1日。(開催100日前:令和4年7月14日)

所要時間 1時間半~2時間程度

開催場所 ショッピングセンター等の商業施設(例:ライカム等)

内 容 子どもや若者(学生等)、障がいのある人によるステージイベント(舞踊、音楽、伝統芸能等の3団体以上)

- (イ) 開催会場、出演者等の提案
会場、出演者及び司会者の候補者を提案すること。
- (ウ) 運営関係等
計画、台本の作成、司会者や出演者関係との打合せ等、謝礼金の精算、集客用チラシ等広報物の配布計画の作成及び発送、アンケートの実施等
- (エ) 集客用チラシ(10000部、両面カラー)を作成すること。

(オ) その他

- ・申込受付、事前予約状況、当日の来場者数等を把握すること。
- ・出演団体は受託者からの提案を受けて、事務局で決定する。
- ・出演交渉は受託者が行う。

ウ ワークショップイベントの計画・実施

(ア) 詳細

- 日 程 令和3年度に1回・令和4年度に5回程度開催予定
開催場所 県内各地域（那覇、北部、中部、南部、宮古、八重山）
内 容 沖縄の伝統文化を体験することができるワークショップを提案
すること。（小・中学校等と連携したものなどでもよい。）
※令和3年度は1度実施するものとする。

エ 開催200日前PR活動

- 日時 令和4年4月5日（火）（開催200日前）
内容 大会開催を周知するため、各メディア（ラジオ・テレビ等）の広報を実施
する。効果的なプロモーションを提案すること。
(例)・CM放送の提案
・ラジオ、テレビ番組での広報
・開閉開式の舞台監督、演出家によるメディア広報
・広報キャラバン隊によるメディア広報 等

オ 開催50日前PR活動

- 日時 令和4年9月2日（金）（開催50日前）
内容 大会開催を周知するため、各メディア（ラジオ・テレビ等）の広報を実施
する。効果的なプロモーションを提案すること。
(例)・CM放送の提案
・ラジオ、テレビ番組での広報
・本大会開閉開式の舞台監督、演出家によるメディア広報
・広報キャラバン隊によるメディア広報 等

(3) 大会広報に関すること

ア 広報物の作成

県内外に広く大会の開催を周知するため、下記の広報物を作成する。デザインデータは事務局より提供する。

- (ア) うちわ 5,000枚
A4サイズ、両面フルカラー、プラ骨
(イ) ステッカー 5,000枚
A6サイズ程度、フルカラー
(ウ) バック型クリアファイル 5,000枚
A4サイズ、フルカラー、全面印刷

※令和3年12月28日（予定）までに納品すること。

イ 広報キャラバン隊の提案とPR活動の実施

大会を盛り上げるための広報キャラバン隊を提案し、PR活動の企画・実施を行うこと。

- (ア) 文化芸術に関心を有しており、県内で活躍するタレント等(2～3名)を提案すること。
 - (イ) 県内の各種イベント等出演に係る業務、メディアを通じたPR活動への出演に係る業務、謝礼金の支払等PR活動に必要な業務を行うこと。(令和3年に10回程度、令和4年に15回程度を予定)
 - ウ 広報サポーター募集
 - イベントの様子や大会情報等の広報(SNSでの共有や拡散)などを行うサポーターを募集する。
 - (ア) 募集用のチラシ作成及び発送(10,000部、両面フルカラー)
 - (イ) 応募に係る広告
 - (ウ) 応募者のとりまとめ
 - (エ) 広報グッズの発送
 - エ 「美ら島おきなわ文化祭2022」及びプレイベントのプロモーション
 - SNSを活用した広告や、新聞、ラジオ放送などのメディアを活用したプロモーションで、美ら島おきなわ文化祭2022の周知及びプレイベントの誘客を行う。
 - オ 離島在住者向けの広報
 - 離島のローカルラジオ、新聞、情報誌等を活用した広報を提案すること。
 - カ 独自提案
 - 予算の範囲内で広報計画への独自提案(ツール等を含めた)をしてもよい。
- (4) 協賛等の募集に関すること
- 「美ら島おきなわ文化祭2022」の開催趣旨に賛同する企業や団体からの協賛等を募集する。
 - ア 協賛金、協賛事業募集計画の策定
 - ※企業訪問等のスケジュール表作成を含む
 - イ 協賛特典の調整
 - ウ 協賛金、協賛事業等の募集
 - (ア) 協賛金、協賛事業等募集説明のための企業訪問
 - (イ) 企業・団体等からの協賛金受入、協賛事業等の実施に係る調整等
 - (ウ) 事務局への報告業務
- (5) 広告効果測定に関すること
- ア 随時掲載した広告効果を可能な限り細かく測定すること。
 - イ デジタル広告配信について、広告の表示回数、大会HP及びSNSへの流入、閲覧・視聴回数、閲覧者・視聴者の属性(年齢、地域、特性)等のサイト誘導状況等を分析し、定期的に報告するとともに、測定結果を基に随時効果的な手法を取り入れること。
 - ウ PRイベントの実施について、大会の気運醸成、参加意欲喚起につながる内容とし、その効果測定を行うこと。
 - エ 上記、各種調査の実行が困難な場合は、その対応策について、
 - オ 本業務の分析結果及び今後の展開について改善提案を行うこと。
- (6) その他上記の実施に伴う一切の業務

7 【令和4年度】委託業務内容

事務局との調整において変更することがあるので留意すること。

- (1) 市町村巡回広報（大会旗リレー）の実施
 - ア 令和3年度の計画内容の実施
 - イ 必要に応じ新たな運営等の企画及び実施
- (2) 計画に基づくイベント等の実施
 - ア 令和3年度に企画した全てのイベント等の実施
 - イ 必要に応じ新たなイベント等の企画及び実施
- (3) 広報キャラバン隊によるPR活動の実施
前年度に引き続き、広報キャラバン隊によるPR活動に関して必要な業務
- (4) 協賛等の募集に関すること
前年度に引き続き協賛等の募集に関する業務
- (5) 本大会広報に関すること
予算の範囲内においてメディアミックスによる効果的な広報を提案すること。
 - ア 直前広報
様々な媒体やツールを活用し、大会に関する情報を発信することにより、大会への参加を県内外広く呼びかけると共に、大会成功に向けた機運の醸成を図る。
 - イ 大会期間中広報
 - ウ 独自提案
予算の範囲内で広報計画への独自提案（ツール等を含めた）をしてもよい。
- (6) 広告効果測定に関すること
前年度に引き続き、広告効果測定に関する一切の業務
- (7) その他上記（1）～（6）の実施に伴う一切の業務
業務進捗状況及び打合せについて、受託者は定期的な連絡調整会議等の開催を通して事務局に対し委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。

8 積算見積及び経費限度額

- (1) 各経費は税抜き価格とし、限度額は「企画提案応募要領」の範囲内とする。
※提案のために提示する金額であり、必ずしも契約金額でない。その他留意事項については「企画提案応募要領」に記載のあるとおりである。
- (2) 原則として以下の事項を含め、規格・運営、実施に係る全ての経費を含めること。
 - ア 直接人件費

- イ 直接経費（報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、設営料、撤去料等）
 - ウ 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）
 - エ 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内
 - オ 消費税及び地方消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する。）
 - サ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）
- ※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

9 業務の実施体制

今回の委託に際して、主として本委託事業に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれることを条件とする。

10 成果物の作成（各年度の終了時までには作成すること）

- (1) 事業報告書（電子データ板）DVD-R1枚
 - ア 報告書はPDFファイルで納品すること
 - イ 画像データは報告書本体とは別にオリジナルファイルも納品すること
- (2) 業務完了報告書（経費使用明細書を含む）は、委託契約の終了と同時に提出するものとする。
- (3) 広報制作物
- (4) 効果測定による分析結果
- (5) その他実行委員会が必要と認めるもの

11 定期報告書の作成

月毎に、1ヶ月間に実施した業務の内容等を報告すること。

- (1) 業務の実施報告
- (2) 広報物の在庫状況
- (3) 次月の業務の予定

12 制作物に関する権利の帰属

- (1) 成果物の所有権、著作権（著作権法第27条、第28条に規程する権利を含む）、利用権は、県及び実行委員会事務局に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、資料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし県や実行委員会事務局が本県制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、県や実行委員会事務局は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

- (3) 事業完了報告書や成果物等に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに県及び実行委員会事務局に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 県及び実行委員会事務局は、本事業で納品された成果品を期限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

13 再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止等
契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分となる契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ実行委員会事務局が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
- (2) 再委託の相手方の制限
本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 再委託の承認
上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による実行委員会事務局の承認を受けなければならない。なお、以下に例示するものについては、「承認手続の例外」とする場合がある。
 - ア 資料の収集・整理
 - イ 翻訳業務
 - ウ 複写・印刷・製本
 - エ 原稿・データの入力及び集計
 - オ その他、県が簡易と決定した業務
- (4) 制作物に関する権利の帰属
第三者に委託した場合においても適応する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

14 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) 本仕様書に記載の無い事項ならびに記載内容の詳細は、実行委員会事務局と受託者との協議のうえ決定する。
- (4) 実務の実施にあたっては、実行委員会事務局と密接な協議のもとで取り組むものとする。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトによる検査をした上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県及び実行委員会事務局または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (7) 本事業の業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分に講ずること。

15 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有する。
- (2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）は県及び実行委員会事務局に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

16 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうる者に係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

問い合わせ・書類提出先

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎 9 階

美ら島おきなわ文化祭 2022 沖縄県実行委員会事務局

文化観光スポーツ部 文化振興課 国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室

総務広報班 担当：阿久津、川満、玉城

TEL 098-917-1108

電子メール kokubunsai@pref.okinawa.lg.jp